

破産申立

事案の概要

40代 男性 会社員
30代 女性 専業主婦

相談者夫婦は、過去に生活が苦しい時期があり、夫婦それぞれで数千万円を超える多額の負債を負っていました。

この度、仕事先が見つかったことで生活が安定してきたものの、多額の負債については全く返済のアテがないということで当事務所に相談に来ました。

解決結果

裁判所に対して、**夫婦それぞれ自己破産の申立**を行いました。

受任から約1年後、結果的に**負債はすべて免責**され、すべての借金は免除されました。

担当弁護士からひとこと

本件においては、夫婦ともに生活保護受給者という事情がありましたので、法テラスの援助を申請して弁護士費用を賄いました。

また負債を負った事情に問題があるとされるであろう事案でした。

そのため借入の経緯などを調査するために**破産管財人が選任される可能性がありました**が、最終的には管財人が就くことはありませんでした。

破産の申立には、保有する銀行口座全てについて、少なくとも直近1年分の預貯金通帳の写しや生命保険等の解約返戻金証明書、給与明細や源泉徴収票といった財産関係を明らかにするための資料の提出が必要です。

また、破産に至った経緯をまとめるために詳しい聴き取りを本人から行う必要があります。そのため、依頼者の協力無くしてはいつまでも破産申立の準備が進みません。

本件においても、相談者には、複数回事務所に来所頂きながら共同作業で破産申立の準備を進めていき、何とか申立にこぎつけました。